

離婚の手続きの流れ

1. 当事者間で決めるべきこと

【未成年の子供がいる場合】

- ① 子供の親権者
- ② 監護権者（子供を引き取って面倒を見る人のことです。大半は親権者と同じ方がなりますが、財産管理する方を親権者、面倒を見る方を監護権者と分けることも可能です）
- ③ 養育費
- ④ 面会交流（子供のために、離れてしまう親と定期的に会う機会を決めます。）

【金銭的なこと】

- ① 財産分与（夫婦が婚姻期間中に得た財産の分配の仕方を決めます。）
- ② 慰謝料（不倫等が原因で離婚をする時は、別で第三者に対して慰謝料請求することも可能な場合があります。）
- ③ 年金分割（厚生年金等払っている方の扶養者等であれば、厚生年金部分の納付記録を分割できます。）

2. 相手と離婚の話が出来る又は、まとまりそうか？

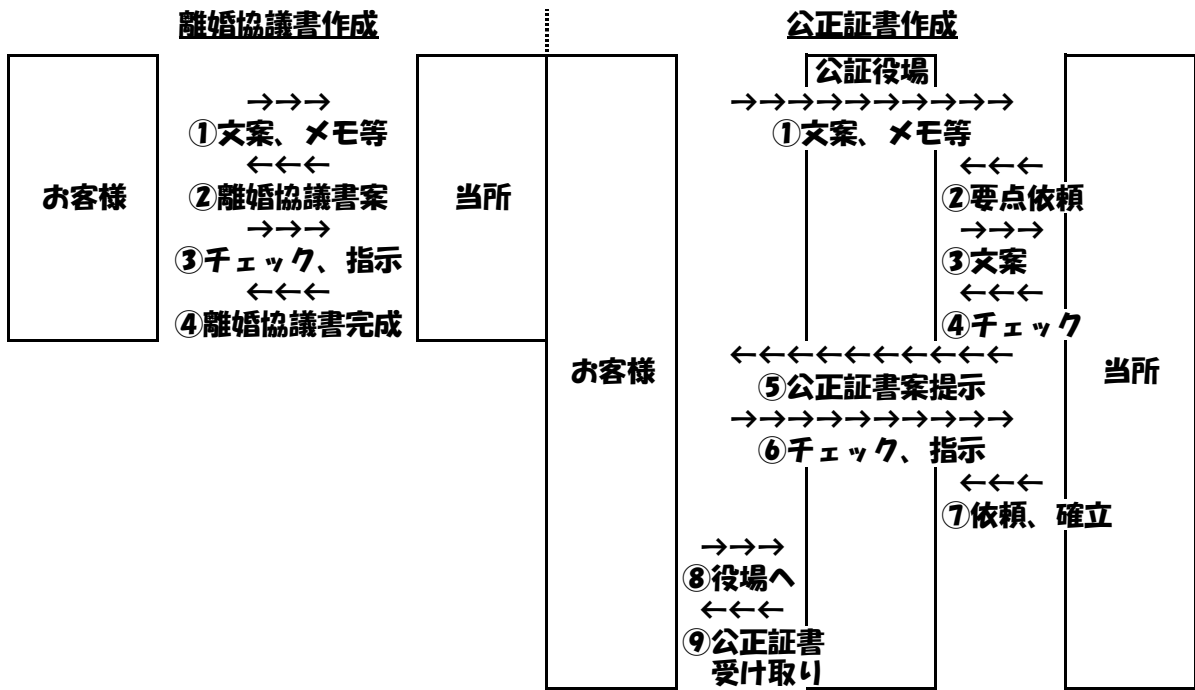
YES → A 「離婚協議書、公正証書の作成の検討」へ

N O → B 「離婚調停、離婚訴訟」へ

A 「離婚協議書、公正証書の作成の検討」

・離婚の意思がまとまり、未成年の子の親権者も決まれば、離婚届を出すことは可能です。しかし、決めた後でトラブルにならないように、書面しておくことをお勧めします。書面とは、一般的に離婚協議書又は、公正証書を作成します。

【当所に依頼するときの流れ】



・公正証書を作成しておくこと、離婚協議書よりも費用や手間等がかかりますが、相手が約束通り、お金を払わない時には、裁判なしで強制執行（差押え）の手続きをとることができます。

B 「離婚調停、離婚訴訟」

①別居の検討

相手と離婚の話ができない、暴力の危険がある、いつまでたっても話が進まない場合は、別居を検討してみても、いかがでしょうか。

相手と顔を合わせなくなるので、精神的にも負担が軽くなりますし、離婚に応じない相手には、フレッシャーを与えられます。また、長期間の別居は離婚原因として裁判所が認める可能性もあります。

別居後の生活費については、家庭裁判所に婚姻費用分担調停を申し立てることができます。

②離婚調停

いきなり、離婚訴訟を起こすことはできませんので、まずは家庭裁判所に調停を申し立てることをします。

当所にて調停申立書を作成することは可能です。また、原則として離婚調停は相手と会うことなく手続きが進められます。

調停で話がまとまると、調停調書といった公正証書のように強制力をもった書面を作成してくれます。また、養育費の支払が滞った場合等は、裁判所に依頼すると履行勧告（支払うよう裁判所が相手に催告する制度）等の手続きがとれる点では、公正証書より優れています。

③離婚訴訟

調停が不成立になると、離婚訴訟を起こして勝訴しなければ離婚できません。ご自身で裁判をすることも可能ですが、法的主張や立証が必要となると代理人（弁護士）をつけて進めていくことをお勧めします。

3、離婚届の提出

どの場合でも、離婚届を役所に提出して離婚成立となります。

離婚後も、旧姓に戻らない時は、「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出します。役所の窓口で手続きできます。

また、離婚後、子供の親権者となっても、子供の戸籍は父親の戸籍に入ったままとなります。戸籍を母親の戸籍に移す場合は、家庭裁判所に、「子の氏の変更許可申請」をすることになります。